

議会だより

19号

平成20年1月発行

Report of City Assembly

晴れやかに集う新成人
一月五日(土)
於 ベッセルおうち



目次

新年ごあいさつ	2
各委員会紹介	2
条例の改正	3
平成19年度補正予算	3
総務文教常任委員会報告	4
民生常任委員会報告	4
建設経済常任委員会報告	5
一般質問 意見書	6
議員賛否表	15
議会日誌 編集後記	16



あいさつ

議長 大山 圓賀
副議長 田中 貞男

輝かしい新春を迎え、東かがわ市の益々の発展と市民各位のご健勝、ご多幸を心より祈念申し上げます。日頃から議会に対する温かいご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、景気回復の傾向にあるといわれたものの、地方では依然と引き続き厳しい状況にありました。

本市でも市政を取り巻く環境、特に財政状況は更に厳しさを増すものと思われれます。今までも行財政改革を行ってまいりましたが、継続して推進していくことが重要です。

議員一同、これを期になお一層真摯な態度で議会活動を行い、市民生活の安定と住民福祉の向上を図るため今後さらに創意工夫を重ね皆様方のご期待にこたえるよう決意を新たにしているところでもあります。どうか本年も相変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

総務文教常任委員会



委員長 好村 昌明
元氣、活気、やる気のマチづくりを、皆様とともに創りたいと思っております。



副委員長 東本 政行
自治体の一番の仕事は住民福祉の向上です。ムダをなくし暮らしを守るため頑張ります。



安倍 正典
議会制民主主義の原点に立ち寄り、初心を忘れることなく、市民の権利を守ります。



清船 豊志
行財政改革を進めながらも必要な所へは投資するメリハリのある市政を目指します。



元網 正具
財政きびしい中ですが、市民の住みよい街づくりをめざして、努力してまいります。



楠田 敬
市政の目的は市民の幸福の追求にあり。生命・生活・生存を最も大切に働きます。



田中 孝博
私は、迷わず臆せずにとだ信じる道を近回りもせず遠回りもせずただ一筋突き進みます。

民生常任委員会



委員長 安西 忠重
福祉とは、負担はあるが、互助の精神必要。皆様の幸せの為に努力します。



副委員長 飛谷 美江
「現場第一主義」、住民の声の代弁者として、安心安全の街づくりを目指します。



大藪 雅史
市民に優しく住みやすい街づくりを目指して精一杯頑張っていきたいと思えます。



木村 ゆみ
情報公開に努め、行政と住民の協働による元氣な地域づくりを目指します。



池田 正美
民生常任委員は初めてですが、国の宝の子供少子化対策に努力したいと思えます。



田中 貞男
厳しい状況のなか市民の目線に、地域の協働の力を取り入れ市の発展の為に努めます。



大山 圓賀
議会と、市民の距離をなくすよう務めていくとともに、議会改革を進めてまいります。

建設経済常任委員会



委員長 石橋 英雄
「皆様の声を、市政へ届ける。をモットーに市民派議員として二期目にかけます。



副委員長 大森 忠明
「いきいきと暮らせるまちづくりを目指して」頑張ります。



橋本 守
課題が山積する東かがわ市ですが、市民に信頼されるような議会をめざして頑張ります。



矢野 昭男
市の財政状況は厳しいが、市民の声を市政に反映し、住みたい街づくりに努めます。



井上 弘志
公平であり平等な市政、無理、ムダのない市政を目指します。



鈴江代志子
住民こそ主人公の立場を貫き、くらし優先の市政となるようがんばります。



鈴木代志子
住民こそ主人公の立場を貫き、くらし優先の市政となるようがんばります。

12月定例会は10日に開会し、会期を25日までの16日間とし、報告1件、条例制定、改正8議案、補正予算7議案、その他6件、人事1件、発議2件を含む25件を慎重に審議し、原案通り可決しました。

条例の改正

○国民健康保険税条例一部改正

◆医療制度改革に伴い、平成二十年四月から六十五歳～七十四歳（前期高齢者）を対象に国保税を原則、特別徴収とする制度が始まることにより、適用となる国保税条例の改正

○市営住宅条例及び市営若者定住促進住宅条例の一部改正

◆公営住宅等における暴力団排除に関して条例改正

○指定管理者の指定について

◆公の施設の名称 東かがわ市絹島いこいの里（ベッセルおおち、健康広場、絹島キャンプ場、スパークおおち）

◆指定管理者 高松市伏石町

株式会社 創裕 代表取締役 川北 哲

◆指定の期間

平成二十年一月一日

～平成二十五年三月三十一日

人事

○東かがわ市監査委員

楠田 敬

平成19年度 一般会計補正予算

補正額

5億4,662万4千円

補正後

138億2,287万円

平成19年度 特別会計補正予算

会計別	補正額	補正後
国民健康保険事業	435万2千円	45億7,349万6千円
介護保険事業	541万3千円	30億2,356万5千円
下水道事業	813万6千円	2億1,533万2千円
農業集落排水事業	2,216万2千円	4億5,200万0千円
白鳥温泉事業	275万2千円	1億3,571万0千円
水道事業会計		
収益的支出	△2,090万6千円	6億2,560万6千円
資本的収入	8,401万9千円	6億1,143万6千円
資本的支出	2億8,581万3千円	10億1,852万7千円

補正の主なもの

財政調整基金積立金 3億9,250万7千円、公債費(元金) 4,053万7千円（3月繰上償還予定）
 農業集落排水施設建設事業費 1,976万2千円
 水道事業企業債償還金 3億4,437万8千円

総務文教常任委員会報告

十二月定例会において、当委員会に付託された案件は、一般会計補正予算、一議案であり、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

主な質疑は次のとおりです。

(総務課関連)

問 参議院議員選挙で三百万円ほどの減額があるが、開票での時間短縮でそうなったのか。

答 迅速・正確を目指し、少数精鋭で行い、職員数の減が大きな要因です。

(生涯学習課関連)

問 臨時雇賃金の文書整理で、旧大内町は整理済みと言っていたし、全部が出来ていないから情報公開ができないとの答弁もあった。未整備な状態はいつ分かったのか。

答 いろんな文書の公開請求があつて、資料を探した経緯から大内町の文書は、年度毎に整理されていたが、今回、事業毎に閉じ直す作業を行うものです。

(税務課関連)

問 過誤納付金で三七〇万円あるが、過納金か誤納金か。

答 過納金で、ある程度しかたのないものであります。

(学校教育課関連)

問 教材備品の原子エネルギーとはどういうものか。

答 三本松小学校は簡易検流用であり、大川中学校は簡易型の火力発電実験機です。

問 とらまる公園境界調査等委託料で二十年も放っておいたのは問題であり、他にこのような問題はな

いか。

答 当時、土地の交換については決着済みであり、相続とか所有権移転の問題の関係で登記手続きをするものです。

他の例は、完全に調査しないと分からないが、注意するよう指導してまいります。

民生常任委員会報告

当委員会に付託された議案は、平成十九年度の一般会計補正予算と国民健康保険事業、介護保険事業の特別会計補正予算の三議案であり、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

一般会計補正予算

問 小海・大内クリーンセンター運営費の修繕料三六五万円の修繕箇所について

答 小海クリーンセンターのコンベヤーベルトで鉄の腐食した部分の取替えと大内クリーンセンターのピットから車に積み込むクレーンの修理である。

問 留守家庭児童会指導者委託料で一名分の補正であるが四十名教室を三名で見えていたが足りるのか、そして登録者と実数は一致しているのか、又委託料の内訳は。

答 内規で一名から十九名で一名の指導者、二十名から三十四名で二名の指導者なので誉水小学校の場合、二十六名と二十七名の二教室のため二名ずつの指導者である。また、登録者数と実数は、ほぼ同数である。委託料については、シルバーの場合、時間九百円プラス手数料七%で九六三円となり、一年間の実働時間を掛けた金額である。

問 後期高齢者医療用窓口端末備品購入について、供用は出来ないか、窓口センターに三台の端末備品は必要なのか。

答 供用については、後期高齢者医療関係の情報が漏れるためできない。窓口の三台は、お客様が来られた時十分対応するためである。

国民健康保険事業特別会計補正予算

問 財政調整基金の合計額と積立金額によれば国保税の凍結が可能であるのか。

答 現在の積立金に約二百万円を足すと、五億四千三百九十万円ぐらいいなり国保税は今までの通りと考えて協議していきます。

介護保険事業特別会計補正予算

問 介護予防特定高齢者施策事業の内容について

答 この事業は、住民基本健診時において、医師が認定した特定高齢者に対する介護予防を実施する事業である。



建設経済常任委員会報告

当委員会に付託された議案は平成十九年度一般会計補正予算（第五号）と下水道事業、農業集落排水事業、白鳥温泉事業、水道事業の特別会計補正予算と指定管理者の指定について（網島いこいの里）との六議案であり、慎重に審査した結果、六議案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査課程での主な質疑の要点は以下のとおりです。

平成十九年度一般会計補正予算

問 道路橋りよう費百万円の場合は、また百万円に対応できるのか。

答 特定の場所ではない事、金額も対応できます。

問 水門からの塩害見舞金について一件当たり二万円で被害者の理解は得られるのか。

答 地元との交渉過程で理解を得ています。

問 引田ひなまつり補助金百万円は、特定財源が不採択になったからなのか。

答 そのとおりであります。

下水道事業会計補正予算

問 事業の再評価実施の八百万円使うのであれば、再評価に市の考え方を反映させるべきではないか。

答 県の再評価委員会でその妥当性を諮ることとなっておりますが、市の考え方も考慮することとなっております。

農業集落排水事業会計補正予算

問 浄化槽汚泥抜き取り手数料二百四十万円は、定期的に実施すべきならば、当初予算に組み入れるべきではないのか、また実施箇所はどこなのか。

答 当初予算ではカットされておりましたが、汚泥抜き取りの必要に迫られたため、計上しました。また実施箇所は、すでに供用中の十箇所の施設です。

指定管理者の指定について（網島いこいの里）

問 株式会社ベッセルから経営放棄の申し出があったのか、市から解除を申し渡したのか、また、事ここに至るまでの経緯はどうであったのか。

答 市からの債務補償六千万円も平成二十年度には不可能となる事が予想され、株式会社ベッセルからの申し出があり、この決断となりました。

問 株式会社ベッセルへの経営評価委員会からの答申はどの様な内容であったのか、また答申を受けてどう対応したのか。

答 実施可能な範囲で対策を講じてきましたが、中小企業診断士からは非常に危機的な状況であるとの診断がなされました。

問 新たに指定管理者の変更を提案するのであれば、経過説明、資料提示は早くすべきではないのか、また応募会社から提案書が提出されていると思うが。

答 執行部より資料配布と説明があり、議決を得た後に、より詳細に協議の上、協定書の締結をします。

問 指定管理ではなく、施設売却について十分な検討はなされなかったのか。

答 売却については検討したが、選別肢からはずしました。

問 株式会社ベッセルの経営放棄の結果、清算すべき資金が必要であり、これに税金が投入される訳で

すから、株式会社ベッセルに取るべき責任と、市長の取るべき責任をどう考えるのか。

答 より良い経営に移行することに全力を挙げることが重要と考えるとともに、清算が終わると思われる三月末には、それなりの責任と、なにがしの表現が要るのではと思っており、現時点では明らかになっている市の債務補償分四千五百万円から五千万円と株式会社ベッセルへの出資金三千万円余りが水泡に帰すこととなり、その時点当事者として、深くお詫びを申し上げます。



スパークおおちとベッセルおおち

一般質問

十七人が質問に立つ

総合評価落札方式の導入を



楠田 敬

問

「総合評価落札方式」は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式です。談合事件が相次いだことを受け、国や地方自治体で「総合評価落札方式」の導入を目指す動きが強まり、国土交通省は地方自治体の財政難を考慮して財政面で支援をしていくことにした。本市においてもこの機会に「総合評価落札方式」の導入をしてはと思うが、いかがお考えか所信を伺いたい。

答

東かがわ市では、総合評価落札方式の発注は設計その他の業務では随時実施している。建設工事については、本年度「建設工事総合評価方式実施方針」を策定しており、実施体制をとっているが、これまで適当な案件がなく、実際の発注には至っていない。建設工事に限っての総合評価方式の県下の導入状況は香川県が平成十六年度から試行導入しており、市町レベルでは、本市を含め平成十九年度中の試行導入に取り組んでいる市町が五、六団体あるが、うち二市町の実施が確認されている。品質確保の観点から総合評価方式を導入することが、時代の流れとして地方公共団体へ求められており、議員指摘の支援制度や他市町の制度も研究しながら、東かがわ市総合評価実施方針の精度を高め、建設工事についても早期実施を図ってまいりたい。

レジオネラ菌問題について



田中 孝博

問

ベッセルおおちのレジオネラ菌発生の際の隠蔽は、情報公開に大きく反するのではないかとを心からお詫びする。（市長）

答

市民や利用者に多大な心配と迷惑をかけたことを心からお詫びする。（市長）

問

浴場の水質検査した九月十三日から同菌の発生が分かった十月一日までの約二週間に、約七千人が入浴していることについて、どう思うか。

答

大変危険な状態が一定期間継続していたと反省している。（副市長）

問

十月一日に副市長以下の幹部が対策協議をした結果、保健所への通告もせず、「緊急メンテナンスのため休館」との掲示をしているが、なぜ同菌の発生事実を隠したのか。

答

レジオネラ菌に関する深い知識が無かったため、顧客の動揺を少しでも緩和する必要があると考えたからである。（副市長）

問

休館の通知は、緊急メンテナンスのためでなく、同菌の発生を公表して、発症者が出た場合の対応や措置を知らせるべきではなかったか。

答

ご指摘のとおりだと認識している。（副市長）

問

保健所への通知義務違反など県条例の違反が五件あった。認識不足で済む問題か。

答

叱責を受けても知識がなかった。顧客や市民に謝罪する。（副市長）

問

この問題でベッセルは約七百万円の減収になったというが責任の所在は明確にされたのか。

答

報酬の一部六万円を一ヵ月自主返納したが、（株）ベッセルおおちの精算が終了した時点で再度その責任が問われるべきであらうと考える（副市長）

(株)ベッセルおおちに ついて



井上 弘志

問

今回、十二月末をもって会社を清算し、指定管理者の解除を申し出た。思うに、放慢経営に加え、改善・改革を求められたにもかかわらず、放置してきた経緯がある。

平成十七年九月、損失補償二千万円を追加、合計六千万円としたこと、平成十八年八月に指定管理者としたことなど、今回の事態を避けるべく対応する機会が何度もありました。

しかし、私を含め数人の議員が指摘したが、対応無く実質債務超過となった。

特に直接原因となった長期借入金、平成十八年八月三十日、四千万円と二千万円、合計六千万円の借金が問題である。四千万円の返済は、毎月二十万円を返して、平成二十年三月二十一日、残り全額、三千六百四十万

円を一括返済する。

常に赤字経営なのに返済できないハズがない。こんなデタラメな返済計画で、しかも、指定管理者となる前に、この借金をするとは信じられない。すでに、十八年三月末で、約四千五百五十万円の累積赤字がありました。この実態では、条例違反です。清算にあたり、多額の税金投入が予想されるが、市民の皆様に対し、責任をどう取るのか？

答

会社の取締役の責任として、会社債権者の損害拡大を阻止するため、会社再建の可能性並びに倒産処理等を検討すべき義務が善管注意義務として課されている。市長の責任は、市の損失補償契約に基づく支払い金額を可能な限り縮減していくことが現在の責任と考えている。清算終了後、しかるべく対応をとる。



上空からのベッセルおおち

ひけたの新しい学校 づくり計画について



石橋 英雄

問

引田小学校、相生小学校の統合と引田中学校元関係者への説明もされましたが、跡地についての計画はなされているのか。

答

現段階では未定ですが、基本計画の中で「地域の意見を聞きながら総合的な観点から活用方法について検討する」としております。

問

当然学校統合へ向けて地元関係者の理解を得る為には、跡地問題や、周辺整備を含めた計画を示すべきと思いますが、ぜひ市当局におかれましては、具体策を検討の上示して頂きたい。

答

跡地の問題や、学校統合予定地周辺整備も十分検討の余地があり早急な取り組みも必要と心得ている。

問

学校統合予定地の大川東高校跡地は、駅南地区の遊水池指定地区の東端に位置し、古川が増水の場合には浸水の危険性も危惧されます。また引田小学校の東側から南側では過去に古川増水の時に浸水した事もあることから早急に古川の治水事業は必要不可欠であります。そこで引田小学校跡地の一部は、ひけたまちなみや、井筒屋敷等々の観光客が利用できる駐車場とし、残りを調整池などに利用してはどうか。

答

「今後の計画」の中で所要の手順を踏んだ上で、平成二十三年四月の開校をめざす事、平成二十年度は、設計業務に取りかかること、学校跡地の利用計画は、他の市主要事業の進捗状況も踏まえながら検討、協議をしてまいります。

市長の行政姿勢について



好村 昌明

問

この東かがわ市は、藤井市長となつて八カ月が過ぎようとしております。

市長は「小さいながらも魅力あふれた、どこよりも元気なまち」づくりに邁進すると言われており、四つの柱が言われています。

今日まで、市長の言う施策の中で実現したのは「日曜開庁」があるものの、具体的な施策は見えてきません。

行政は毎日進んでおり、市民は期待や希望を持っており、同時に不満も持っております。

行政への評価を市長はどのように考えておられるか。

答

マニフェストに掲げる四つの柱を基本戦略と位置づけ、現在実施中の事業、将来的な計画事業の洗い出しを行い、具体的協議を行っているところです。

現在、関係課による横断的な連携・協議が必要なものについては、プロジェクトチームを立ち上げ、方向性や早期実現に向けた年次別スケジュールの検討を行うよう指示しております。

費用対効果や実施時期を考えたうえで、子育て支援や放課後子供プラン、産業振興と雇用の創出のための企業活性化対策、道路整備の促進など、具体的な施策といたします。

一度に実現することは難しいとは思いますが、市民の皆さまの意見をいただきながら、マニフェストの実現に取り組んでいきたいと考えております。



地域道の整備について



橋本 守

問

身近な生活道路の多くは、市道に認定されていない地域道であります。

東かがわ市には「道路整備事業分担金徴収条例」があり、その第八条に「市長は特別の事情により特に必要があると認めたときは、分担金を減免することができる」とありますが、高齢者対策の意味合いからも、この条例の第八条の適正な運用を進めるべきである。

もっと道路整備に予算を充てても良いのではないですか。

答

現在、道路整備事業分担金徴収条例による制度及び原材料支給補助制度をご利用していただき、地域道の利

問

便性・安全性を高めていただいており、今後とも、有効に制度の活用をいただけたらと考えております。

原材料支給制度を活用して整備をということですが、高齢者の多い地区ではこの制度は活用できません。高齢者の多い低所得世帯では、分担金事業にも取り組めません。高齢者が道路にあいた穴に足を引っかけた転倒すれば、そのまま寝たきりになる場合もあるでしょう。高齢者対策の意味合いから、この条例の第八条の適正な運用を進めるべきであると考えます。

答

お年寄りや子どもがつかまづくというような状況については早く把握し、また対応できるように心がけていきたい。その方法等については、自治会もおもに立っていただく必要がある。条例見直しも含めて、検討していきたいと思っております。

県道石井引田線ジェイテクト 前の交差点について



池田 正美

問 県道石井引田線での右折車線の設置や拡幅といった改良事業について県に要望していきたいとありましたが、その後の進捗状況を市長にお伺いします。

答

この事業につきまして、は、本年度、予算をいただきまして事業に着手し、測量、ボーリング等の調査を終え、それを基に、県と河川占用について協議を進め、概ね許可をいただける段階であります。

しかし、この百年橋（ももとせばし）の左岸側は県道石井引田線との交差点となることから、県に対して何らかの事業協力等が得られないか協議すると

ともに、このことについて強く要望を行いました。
本来なら、本年度に実施すべき事業として進めていたものが、財源的な面も検討した中で、次年度に施行する事で、少しでも有効な手法で施行ができる可能性もありますので、工事については次年度施行したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。



ジェイテクト前の交差点

市の施設の有効利用について



大森 忠明

問

市内には、ベッセル、とらまる公園（人形劇場）、白鳥温泉、マールレリッコや公民館等多くの施設がある。平成十五年合併し、市となったが国が進めた三位一体の改革により、市にとって大変厳しい予算となっている。そんな中、それら施設の予算はどうなるのか、福祉施設であり、市民の方のためにそれら施設については、少ない予算で効果ある運営をしなければならぬと思うが、また、市内にある同様な施設は新しく建設しないで、今ある施設を有効利用すべきと思うが、市長の考えをお伺いします。

答

市内には、多くの公共施設があるが、それぞれの設置目的のため建設され運営、維持されています。

三位一体の改革等により、交付税等、削減傾向にあり、市税等の自主財源も伸びず、住民福祉を健全に維持するため、現有施設の維持管理経費は無駄を省いて節減しなければならない。また、社会環境や住民ニーズが大きく変わったので、その施設が時代に合うかどうか、施設数や施設規模等が適当であるかどうか、議論し最も合理的な運営形態になるよう施設の見直し等を図っていく必要があると考えています。



中央公民館

自治体財政四指標について



矢野 昭男

問

総務省は「自治体財政健全化法」に基づき、

破たん状態の「財政再生」と黄信号を示す「早期健全化」の二段階で自治体財政をチェックする新しい尺度として四指標の数値基準を決め、自治体に通知がありました。財政状況が厳しい中で今後、公共下水事業、学校統廃合等大型事業が計画、実施に進んでいくことになるが、東かがわ市の四指標がいかほどになるのか、現時点で数値が出せるのであれば、お示しいただきたい。

答

「自治体財政健全化法」では、自治体に毎年度、(一) 実質赤字比率、(二) 連結実質赤字比率、(三) 実質公債

費比率、(四) 将来負担比率、の四比率の公表を義務付け、四

比率がそれぞれ「早期健全化基準」以上になると自主的な改善努力を求める「早期健全化団体」となります。さらに将来負担比率を除く三比率が「財政再生基準」以上になると、国の管理下で確実な財政再建を図る「再生団体」になります。東かがわ市の比率の試算ですが、まだ計算方法等を定める政省会が交付されておらず、国が県に示された未確定の試算で二〇〇六年度決算ベースの四指標は(一) 実質赤字比率は0%。(二) 連結赤字比率は0%。(三) 実質公債費比率は19.4%。(四) 将来負担比率は14.4%になります。この試算数値にとらわれず、これからの大事業を考え、健全財政を念頭に努めて参ります。

自治体財政4指標

総務省 08年度決算より適用

自治体財政健全化法に基づく指標の数値基準

		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	市町村	11.25-15	20
	都道府県	3.75	5
連結実質赤字比率	市町村	16.25-20	30
	都道府県	8.75	15
実質公債費比率	市町村	25	35
	都道府県		
将来負担比率	市町村	350	なし
	都道府県・政令指定都市	400	なし

※単位%

就学前教育(幼保一元化)について



田中 貞男

問

就学前教育協議会において審議をしています

が、現在の進捗と今後の予定計画がわかるのであれば、又地域説明は早い段階でしていくべきと考えるが。

答

平成十八年三月に幼保一元化検討委員会より、同じ地域に住む同年齢の子どもが保護者の就労に関係なく同じ施設で教育・保育を受けることや少子化に対応した適切な施設規模を確保するためにも、幼保一元化が望ましいとの建議が出された。十八年六月より就学前教育推進審議会を発足し、幼保一元化への具現化を目指して審議を重ね、二十年三月には

最終答申が提出されると聞いています。来年度予算において建設場所や規模等を計画する構想計画の委託料を予算計上する予定であり、計画がまとまり次第、早い段階で地域説明会を開催したい。



東かがわこどもアカデミー

職員の人事異動について



安倍 正典

問

過去四年間に、主幹、所長を含む管理職の人事異動が五十五回というか、五十五人の異動がなされております。この間、対象となる退職者は十三名となります。年度によつてバラつきはありますが、職員にとつて余りにも異動が多すぎて、じつくりと腰を据えて仕事ができなかったのではないかと危惧されます。市民にとつても行く度に管理職が替わっているのでは信頼のおける行政が行われているかどうか、疑問視される結果ともなりかねないかどうか考えているのか。

答

職員の人事異動を行う場合の要素として、第

一に職員の退職に伴うもの、第二に定期的な人事異動、第三に組織再編に伴う人事異動の三つがあります。

本市は、合併後四年間で六十人余りの職員が退職し、若手の職員に対しては、職員としての資質の向上や幅広い知識を深める為の定期的な異動と県庁への派遣等、一定期間の研修も行っております。また、市民サービスの向上や行政施策実施の効率化を図るため、行政組織の再編も行つてまいりました。

私が市長就任後は、七月に一部の幹部職員の人事異動を行いました。副市長の退任に伴う必要な人事異動であり、これまでの行政経験と知識を考慮した「適材適所」と考えています。

議員ご指摘の「腰を据えて仕事を」とのことは、様々な要素を総合的に判断し、市民サービスの観点から市民の皆様に信頼をいただける体制づくりに心がけてまいります。

職員の接客等の教育、研修について



大薮 雅史

問

職員の接客等の教育、研修についてお尋ねします。窓口の対応や、市民に対する回答の仕方など、多くの苦情を聞きますが、接客等の教育や研修といったものはどのように行っているのか。

答

毎年の職員研修事業の中で計画的に実施し接遇マニュアルを作成し接遇研修を受けた職員がリーダーとなつて、一般職員への研修を行うとともに、職員の意識改革に努め、市民サービスの向上を心がけてまいります。

問

そのマニュアルは見せていただきましたが、

答

部課長会でそうした点について指摘しておりますが、市民の皆様方から見てどうしたんだろうと思う点もまだまだあるように感じます。一層指導していきたいと思ひます。

問

その教育というのは具体的にどういうふうに行われているのか。上司が部下に指導するだけではないままで、きていなかったということであり外部の研修機関、たとえば当市でも入会しておりますNTTユーザー協会なども利用しますと研修費も格安になりますし、そういうものを利用してみてはどうですか。

答

一番大事なのは毎日の職場の中で先輩の背中を見て覚えるという部分だと感じております。

行政と市民との意見交換となる座談会の開催について



木村 ゆみ

問

市民の声は、一つの事業に対して賛否両論あり、決して一つではありません。その方の受け取った情報が事業のプラス面ばかりだったり、逆にマイナス面ばかりだったり、逆によっても違ってくるし、その人その人の生活環境によっても事業に対する優先順位が違ってきます。しかし、国や自治体の財政が厳しいということも誰かが認識するとともに、市民は今、行政の施策に強い関心をもって見えています。これは「住民との協働のまちづくり」を進める、とてもいい機会です。今、本市が進めている学校再編事業や、庁舎の統合問題等、大きな予算を必要とする事業や今後の課題となる施策については、住

答

民としっかり話し合い、住民の理解を得て進めなければなりません。本市の出前講座を一步進めて、情報公開と住民との意見交換の場となる座談会を開催してはどうですか。

本市のまちづくりは、市民のニーズを的確に把握し、費用対効果を十分に見極めた上で優先順位を明確化し、「あれかこれか」を選択する行政運営へと転換することが必要不可欠です。

「出前講座」の受講数は十八年度末で累計五十団体、一、五二五人。十九年度は現時点で、三十八団体、九七九人であり、市政に対する市民の関心の高さを実感しています。

「出前講座」の次のステップとして、地域ごとの座談会を実施したいと考えています。市からは主要施策を中心に説明させていただき、市民の皆さんのご意見を伺うことで、行政に関心を持っていただくよう参画していただくとするものです。具体的な実施方法や内容は、現在検討中です。

里心について



安西 忠重

問

近年、里帰りとか里方、言葉が字として目に入らなくなりましたが、その中に「里山」の荒廃が問題になっております。大雨が降ると増水し止むと急激に水位が下がっている。原因は、「里山」に保水能力がなくなつた為であります。

「里地」でも車社会となり、生活道が拡幅の為、水路にフタを掛けて二十四時間ガタガタ、ガシヤンの音に悩まされ苦痛に耐えている方もおられます。また「里人」が、近くの大師堂やバス停に通っていた、古い通い慣れた「里道」が崩れ、橋が台風により流された為、危険な道を通るか、何百メートルも遠廻

答

りして通うのは、年老いた「里人」であります。市長は、社会情勢が変わつたので仕方ないと思われませんか、また「里」と付く環境を少しでも残す事が大切とお思いでしょうか。

「里山」の荒廃は、台風災害等による山地災害の多発や夏の渇水を契機として、森林の持つ重要な機能の内、山地災害の防止や、水源涵養の機能維持が一層求められております。

国や県又綾川町でも、「里山」の荒廃を防ぐ対策をしている。「里」の環境改善、「里から始まるまちづくり」に向けた取り組みが全国で始まっております。

本市でも、「里」の環境や「里を想う心」を残すことは非常に大切と受けとめている。心のよりどころとなる「里」の環境を未来に残すことは、大変重要と考え、必要に応じて、効果の高い施策を推進してまいります。

放課後子どもプランについて



飛谷 美江

問

二十年度より創設される放課後子どもプラン、目的は親が安心して働ける環境を整備し、子どもが安心して安全に過ごせる居場所の確保です。このプランは、文部科学省の放課後子ども教室と、厚生労働省の放課後児童クラブを連携して実施することであり現在本市では、放課後児童クラブが一年生～三年生を対象に実施されていますが、保護者の多くは、四年生以上の子ども達も利用できる居場所の確保を要望する声がたくさんあります。本市においても四年生以上の受け入れ等、新年度から新たな放課後子どもプランの計画があるのかお伺いします。

答

現在市内の児童クラブは福栄小学校と、大内地区の三つの小学校では学校で行い、それ以外は児童館で実施しています。新たに子どもプランを実施する為には、プランを企画し調整役となるコーディネーターを中心に企画し検討する運営委員会や、実際に指導に当たる指導者や、地域での協力者が必要になります。今のところ二段階で考えている。

第一では現在学校で行っている四校において実施し、次の段階で市内全域に広げる。それ地域の方がやろうと言えば、四年生以上の子供達を含め、希望者全員を対象に実施できる。そうでなければできないことになる。教育委員会としては、人材を確保する「生涯学習人材バンク」を設立したり、協力者を発掘することや、地域の力を高め、できるだけ早く市内すべての小学校区で何らかの形で実施できるように支援したいと思っています。

国民健康保険の「基金」について



東本 政行

問

平成十八年度末で東かがわ市国保特別会計には、約五億四千万円も「基金」があった。この多額の「基金」は、高い国保税を納め過ぎた結果である。今、「国保税が高すぎて納めたくても納められない」「国保税が生活を圧迫している。国保税を下げてほしい」との声が、多くの国保加入者から出されている。こんな時こそ、国保税の納め過ぎから生まれた「基金」は、少しでも返すのが当然のやり方ではないか。厚生労働省は、二〇〇一年度からは「基金」を五%以上積み立てること」の規定は削除され「国保は「自治事務」に移行したので、各市町村の裁量に任す」となった。このことは、各自治体が国保の「基金」

答

「基金」を国保税の軽減に充当できることを国が認めたことである。東かがわ市でも、その「自治事務」としての主旨を生かし、多額になりすぎている「基金」の一部を取り崩し、国保税の引き下げを急いでおこなうべきではないか。国保加入一世帯当たり、一万円の国保税引き下げは、八千万円余りの「基金」を取り崩せば可能と考えるがどうか。

平成二十年四月から実施される医療制度改革により国民健康保険の内容が大きく変わることが決定している。その一つは、後期高齢者医療制度の創設により保険税収入の減少である。被保険者数の減少による税収減にもかかわらず、医療費が上がり、歳出が今まで以上となる。他市町では、この制度改革により増税せざるを得ないところもあるが、東かがわ市は、歳入不足分を「基金」を取り崩し、来年度は国保税を値上げしない方向で検討したいと考えている。

市長・副市長の四年に 一度の退職金について



鈴江代志子



市長・副市長の退職金
計二、一四六万円は、市

から退職手当負担金として毎年
四四四万円を総合事務組合（退
職手当組合）に負担し、示され
た計算方法で計算すると、市長
に一、四七一万円、副市長に六七
五万円が四年に一度支払われる。
その額が高く、窮迫した財政
状況からして批判も多く、住民
には住民税等税負担を押し付け
る一方で、市長等の退職金はそ
のまま四年に一度多額に受け取
る等、住民の立場に立つと許さ
れるものではない。普通の企業
では考えられないこと。市から
の負担を低くするとか退職金を
減額する等して見直すべきでな
いか。他市の例として埼玉県の



退職金は、市長・副市
長を含め職員が加入す
る香川県市町総合事務組合の退
職手当条例に基づいて支給され
ることになっている。一般職に
ついては、退職後、本人の請求
によって支給されるが、特別職
については再任された場合で
も、四年の任期を退職したもの
とみなすことから四年間の任期
終了後に、在任月数により計算
され支払われる。負担金額や支
給率については、社会経済情勢
や各都道府県状況を勘案して
組合議会で決定された内容であ
り、理解を賜りたい。

春日部市長は退職月の給付を二
割削減する条例を作り削減可能
にしたことや、兵庫県川西市長
は退職金のかわりに期末手当を
カットするなどして方法はある。
市長の気持ち次第である。



可決された意見書

後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書

医療制度改革の一環として、来年4月より75歳以上のすべての人が加入する後期高齢者医療制度が導入される。

一連の制度改革に対しては、高齢者に新たな負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること等について様々な問題点が指摘されている。

また、保険基盤安定制度への新たな公費支出等、市町村の財政的負担が多くなることが危惧されている。

よって、国においては、高齢者の窓口負担の引き上げや新たな保険料徴収を中止し、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも誰でも平等に医療が受けられる医療制度を確保するよう強く要望する。

また、「後期高齢者医療制度」の来年4月からの実施を確約し、制度を抜本的に見直しするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

香かがわ市議会
議長 大山 國賢

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

道路特定財源諸税の暫定税率延長と地方道路整備臨時交付金制度の継続・充実を求める意見書

道路は、住民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、公共交通の不十分な地域にあっては、地方が自立し、活力ある地域づくりを推進するためには、その整備には極めて大きな期待が寄せられています。

香川県の玄関口となる本市においては、本州四国連絡道路や高速道路の整備効果を生かし、合併後の地域間の交流や連携、更には、災害時等の危機管理体制の確立を図り地域の振興発展を進めるためには、国道11号バイパスや県道・市道等の真に必要な道路網の早期整備が極めて重要な課題であります。

また、生活道路である市道においては、舗装等の老朽化により早急に修繕を要する市道や、幅員4メートルに満たない狭い道路が大半を占めており、さらに、今後、老朽化した橋梁が急増することも見込まれ、これらの整備についても、計画的に着実に推進する必要がある。併せて、「安全・安心のまちづくり」等のためのバリアフリー化、交通安全施設の設置等についても、積極的な対応が求められています。

こうした中、今般、昨年末の道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、道路の中期計画の案が示されたところであるが、国におかれては、地方の道路整備の必要性・重要性を強く認識され、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

1. 道路の中期計画を確実に達成するため、道路特定財源諸税の暫定税率を延長するとともに、受益者負担の理にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、全て道路整備に充てること。
2. 地方が真に必要な道路整備が滞ることなく着実に進むよう、貴重な財源である地方の道路特定財源を維持するとともに、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続・充実すること。
3. 国道11号大内・白鳥バイパスをはじめとする、市内の幹線道路網を早期に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

香川県香かがわ市議会
議長 大山 國賢

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
国土交通大臣 殿

平成19年第6回定例会

議員の賛否表

議案名	議員名	議案第1号	議案第2号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第8号	議案第9号	議案第10号	議案第11号	議案第12号	議案第13号	議案第14号	議案第15号	議案第16号	議案第17号	議案第18号	議案第19号	議案第20号	議案第21号	議案第22号	発議第1号	発議第2号
		学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	東かがわ市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	東かがわ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例及び東かがわ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市手数料条例の一部を改正する条例について	東かがわ市営住宅条例及び東かがわ市営若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例について	東かがわ市少年育成センター条例の一部を改正する条例について	東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について	平成19年度東かがわ市一般会計補正予算(第5号)について	平成19年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	平成19年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	平成19年度東かがわ市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	平成19年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	平成19年度東かがわ市白鳥温泉事業特別会計補正予算(第3号)について	平成19年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第2号)について	指定管理者の指定について(網島いこの里)	字の区域の変更について	字の区域の変更について	字の区域の変更について	市道路線の変更について	和解及び損害賠償額の決定について	東かがわ市監査委員の選任について	後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書について	道路特定財源諸税の暫定税率延長と地方道路整備臨時交付金制度の継続充実にを求める意見書について
大藪 雅史		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●
東本 政行		○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●
安倍 正典		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安西 忠重		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本 守		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大森 忠明		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢野 昭男		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飛谷 美江		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井上 弘志		○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴江代志子		○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●
木村 ゆみ		○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清船 豊志		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
池田 正美		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 貞男		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
元網 正具		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楠田 敬		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	除斥	○	○
田中 孝博		○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○
石橋 英雄		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
好村 昌明		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●

○は賛成 ●は反対 —は欠席 ※議長(大山圓賀)は、可否同数の場合のみ表決権があります。
(除斥＝楠田敬議員は当事者であるので審議に参加しなかった)

議
会
日
誌

11月

26日 議員協議会

12月

3日 臨時議会（初議会）

4日 全員協議会

5日 議会運営委員会

10日 本会議

全員協議会

11日 建設経済常任委員会

12日 総務文教常任委員会

民生常任委員会

19日 本会議（一般質問）

全員協議会

議会運営委員会

20日 本会議（一般質問）

21日 本会議

25日 議会広報編集特別委員会

1月

9日 議会広報編集特別委員会

15日 議会広報編集特別委員会

17日 議会広報編集特別委員会

18日 総務文教常任委員会

各委員及び議員が決まりました

議会運営委員会

委員長 矢野 昭男

副委員長 池田 正美

東本 政行

安西 忠重

田中 貞男

石橋 英雄

好村 昌明

香川県東部清掃
施設組合

大山 圓賀

田中 貞男

安西 忠重

議会広報編集特別
委員会

委員長 飛谷 美江

副委員長 鈴江代志子

大藪 雅史

安倍 正典

矢野 昭男

清船 豊志

田中 貞男

香川県後期高齢者
医療広域連合

大山 圓賀

大川広域行政組合

大山 圓賀

田中 貞男

安倍 正典

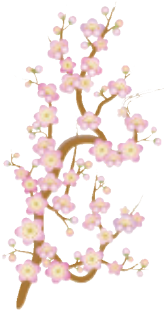
橋本 守

木村 ゆみ

東かがわ市外一市
一町組合

大森 忠明

池田 正美



編集委員

編集後記

新しい年を迎え、皆様それぞれの思いで新年をスタートされたと思います。

本市議会におきましても、昨年の改選で新しく二十名の議員が選ばれました。

十二月議会では、十七名の議員が一般質問に立ち、当面する課題に論戦が熱く繰り広げられました。本市にとっても正念場。どこよりも元氣な街づくりを目指し、議員一人ひとりが初心を忘れず、市民の皆様の声を市政に届けてまいります。今年より新しく七名の編集委員で、読みやすい紙面づくりを目指し頑張つてまいります。

市民の皆さんの声を
お聞かせください！

「議会だより」では、皆さんの声を募集しています。内容は問いません。

議会事務局（東かがわ市湊一八四七番地一）まで。